

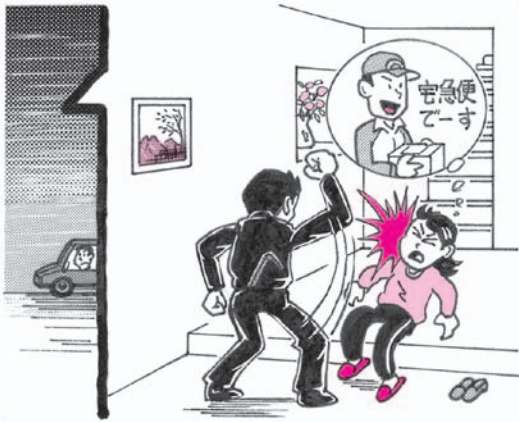
● 仮想裁判に参加する

福岡県弁護士会の弁護士の方々の協力を受け、次のような事件を設定した。

☆事件の概要 (詳しくはHP参照)

Y子は1人で留守番をしていた。玄関のピンポンがなったのでこんな遅くに宅急便かと思い玄関を開けると、いきなり男に素手で殴られた。Y子はいきなり殴られたので気を失い、男の容貌含め、そのほかの記憶はまったくない。その後、家の前を通りがかった通行人が車のナンバーを覚えており、その目撃情報により、被告人Aが逮捕された。被告人Aは、事件への関与を否定した。

争点「被告人Aはそこにいたか否か (犯人性)」



この事件の裁判に、生徒たちが裁判員として参加するという設定である。裁判官役として私、検察役・弁護士役に弁護士の方になっていただいた。弁護士の方が呼べない場合は、他の教師でも生徒でもよいと思う。生徒たちがドキドキしてこの仮想裁判に臨む雰囲気が伝わってきた。仮想裁判は次のように進んだ。

- ① 裁判官が事件の概要を説明。裁判員として良心をもって判決を出すように話す。



- ② 検察が有罪であることを説明 (検察の原稿はHP参照)
- ③ 弁護人が無罪であることを説明 (検察の原稿はHP参照)
- ④ 裁判員役の生徒は、両方の説明を聞いて、自分なりに有罪・無罪の判断をする。
- ⑤ グループで話し合う
- ⑥ グループで多数決を取り、有罪・無罪を決める



⑤で話し合う際に、意見交流が活発に行われるように、次のようなホワイトボードを活用した。

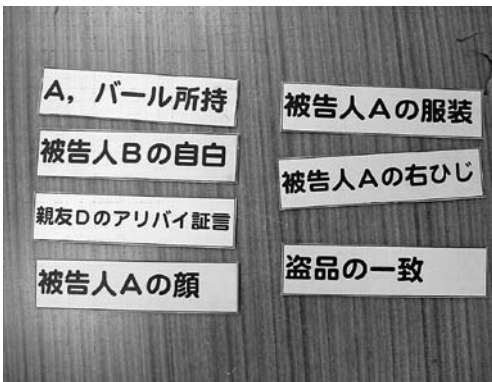


各グループで、一人ひとりが有罪か無罪か、なぜそう思うのか、説明する際にこのホイ

トボードを使わせた。まず、検察・弁護人の話を聞いて、有罪か無罪、自分が思った方に名前カードを貼らせた。



貼られた名前カードを見て、生徒たちは、素朴に「なぜ、そう考えたの?」と互いに聞き始めた。そこで、次のカードである。



証拠カードをホワイトボードに貼っていき、そう考えた理由を述べていく。検察側と弁護士側の意見が対立した証拠の取り扱いについて各自が意見を述べていく。以上の名前カードと証拠カードは、各自の考えを可視化して意見交流を活発にさせることをねらいとした。結果は、ねらい通りに、「これは、証拠として採用できる。」「いや、採用できない。」などと言いながら、カードをあちらこちらに貼り替え、活発に意見交流が行われた。有罪か無罪かを悩んでいる生徒には、ホワイトボード上に、自分の今の状態がわかるように、有罪と無罪の間に名前カードを貼らせた。その生徒

が名前カードを貼ったとたん、有罪派・無罪派の生徒からどこで悩んでいるのかと質問が出た。これを機会にまた、意見交流が一段と深まった。ホワイトボードは最終的には次のようになる。



こうして、1グループ5人の計8グループがそれぞれ判決を考えた。結果は、5グループが有罪、3グループが無罪となった。

●裁判員制度について考える

仮想裁判に参加しての感想を発表させた。意欲的に参加した後だったので、生徒は積極的に授業の感想を発表した。そのなかでも、みんなが納得した感想は、「検察側も弁護士側もどちらも納得させられる主張で、何が正しいのか迷った。論理的に考えることの大切さがわかった。」「判決がグループによって違ったことに驚いた。実際の裁判なら、裁判員が変われば、判決も変わる可能性があるということだ。裁判員になったら、きちんと考えて裁判に参加しようと思う。責任重大だ。」「三審制の意義を実感した。」であった。

4 仮想裁判の授業を終えて

生徒が社会（世の中）に羽ばたいていった際に、民主主義国家の形成者としてその責務を果たすことができるようになるために役に立つ社会科の授業を今後も実践していきたい。